

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

令和5年6月8日開会

熊本県南小国町

令和5年度南小国町農業委員会6月総会

開催日時 令和5年6月8日(木) 午前10時00分から10時45分

開催場所 南小国町役場 きよらホール

会議録署名委員の指名(5番委員、8番委員)

日程

1. 議案第 7号 農地法第3条(委員会)
2. 議案第 8号 基盤強化法改正法附則第5条(農用地利用集積計画の公告)

出席委員(9名)

1番	杉安申歳	委員	2番	日野米蔵	委員
3番	佐藤竹良	委員	4番	藤堂伸二	委員
5番	穴井堅	委員	6番	河津篤	委員
8番	甲斐義隆	委員	9番	北里丈夫	委員
10番	松崎久美子	委員			

欠席委員(1名)

7番 下城孔志郎 委員

職務のため議場に出席した事務局職員(2名)

事務局 長 河本孝博

事務局 田北雅昭

○会長

こんにちは。

6月の農業委員会の定例総会をただ今から開催いたします。

本日は7番下城委員から欠席の連絡がありました。

本日の会議録署名を5番穴井委員、8番甲斐委員にお願いいたします。

議案第7号 農地法第3条（委員会）

それでは議案に移ります。

議案第7号 農地法第3条（委員会）について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

【議案第7号 農地法第3条（委員会）について詳細に説明】

申請番号 05-2 （権利）所有権移転 有償です。

（所在）中原〇〇〇〇〇〇〇〇-〇〇。（登記地目・現況地目）共に畑。（面積）590㎡。以上、畑一筆の590㎡です。（渡人）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇〇。〇〇〇〇〇氏。（受人）熊本市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇 〇氏。（申請事由）は、譲受人空き家購入に伴う付随農地の購入、となっております。

この案件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ、許可要件の全てを満たしていると思われまます。

参考資料といたしまして、3ページに3条関係の位置図を添付してございます。

また、別にお配りしております農地法第3条関係許可審議票につきましては、田北より説明させます。

○事務局

はい、それでは本日お配りしている当日配布資料、農地法第3条関係許可審議票につきまして説明をさせていただきます。

この審議票は、本年度4月に法改正が行われまして、農地法3条の許可に当たっては面積要件が撤廃されたことにより、4月の総会から3条の許可を行う際にはこの審議票を用いて内容を検討する、ということにさせていただいております。

5月は案件がなかったんですが4月に続いて6月で3件案件が出てまいりました。

大きな内容は変えていないんですけど、この資料も申請番号などを入れてですね、今回3件出ているのが、それぞれ見分けがつくようにと少しずつ修正を行いながら運用をしていくところです。

それでは、お配りしている資料の農地法第3条関係許可審議票 申請番号の05-2をご覧ください。

4月ほど詳しくは読み上げませんが、今回までは赤文字でA、B、Cというところで、主に読み上げをするところにはまだ印を入れさせていただいております。

それでは説明をいたします。

申請番号 05-2。所有権の移転（譲渡人）住所は省略します。〇〇〇〇〇氏。（譲受人）〇〇 〇氏。審議項目です。農地法による要件：全部効率利用要件についての判断基準：今回の申請農地を含め、所有する農地または借り受けている農地全てを農作業のために効率的に利用すること。これに関しまして譲受人の状況です。農地面積：今回の申請農地を含め590㎡。通作距離：申請農地は譲受人が購入する予定の自宅の隣接とな

○会長

他に何かございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

それでは賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございました。

全員賛成ですので当委員会として許可をいたします。

続きまして、申請番号 05-3 の説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。引き続き 1 ページをお願いいたします。

申請番号 05-3 (権利) 所有権移転 有償です。(所在) 満願寺○○○○○○○-○。

(登記地目・現況地目) 共に畑。(面積) 327 m²。同じく○○○○。(登記地目・現況地目) 共に畑。(面積) 244 m²。同じく○○○○。(登記地目・現況地目) 共に畑。(面積) 1,097 m²。同じく○○○○。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 680 m²。同じく○○○○。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 204 m²。以上、田 2 筆 884 m²。畑 3 筆 1,668 m²。計 5 筆 2,552 m²です。(渡人) 南小国町大字満願寺○○○○番地。○○ ○氏。(受人) 同じく○○○○番地。○○○○氏。(申請事由) は譲受人経営規模拡大のためでございます。

この案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと思われ、許可要件の全てを満たしていると思われま。

参考資料といたしまして、4 ページに関係位置図を添付してございます。こちらにつきましても別紙でお配りした関係許可審議票の内容につきましては、事務局田北より説明させます。

○事務局

はい。それでは当日配布資料の農地法第 3 条関係許可審議票について説明をさせていただきます。

申請番号 05-3 所有権の移転 (譲渡人) 住所は省略いたします。○○ ○氏。(譲受人) こちらも住所は省略なのですが、申し訳ありません。資料の住所が誤っておりまして、譲受人の住所は大字満願寺○○○○番地、先ほどの議案の方が正しいです。○○ ○番地です。申し訳ありません修正をお願いします。(譲受人) ○○○○氏。

審議項目です。農地法による要件：まず全部効率利用要件について：判断基準：今回の申請農地を含め、所有する農地または借り受けている農地全てを農作業のために効率的に利用すること。譲受人の状況です。農地面積：今回の申請農地を含め 34,868 m²。通作距離：今回の申請農地は譲受人の自宅近辺となっております。農作業歴：譲受人、配偶者ともに 40 年。農機具等：トラクター、田植機、コンバインその他機具を所有しておられます。耕作予定：水稻、野菜。以上の状況から、全部効率利用要件については判定を可と判断しております。続いて、農地法による要件：農作業常時従事要件：判断基準：今回の申請農地を含め、所有する農地の耕作に必要な農作業に常時従事すること。譲受人の状況です。従事日数：譲受人、配偶者ともに年間 240 日となっております。以上から農作業常時従事要件についても、判定を可と判断しております。農地法による要件：地域との調和要件：判断基準：農地の集団化や農作業効率化などの面におい

て、周辺地域の農地利用に影響を及ぼさないこと。譲受人の状況です。農薬の使用方法については地域の防除基準に従う。また、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加。農道や水路、ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、獣害被害対策への協力を行うこと、としております。以上から地域との調和要件についても判定は可としております。それからこの資料の次のページに、3条の現地確認写真をつけております。申しわけありません。先ほどの05-2の説明の際には紹介が漏れておりましたが、次ページに3条の現地確認写真をつけております。

以上で説明を終わります。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは担当地区委員であります8番甲斐委員からお願いいたします。

○甲斐委員

それでは説明をいたします。

譲受人の〇〇〇〇氏はハウレンソウを始め、また林業従事者として、年間かなり頑張っている方でございます。〇〇〇さんは一人暮らしでですね、写真にもあるように、もう今年も田植えとか野菜が植わっているんですが、〇〇さんがかなり長く管理をされていて、何ら問題はないと思いますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただいまの件について何か皆さんからご質問等ありませんか。

(ありません。の声あり)

はい。質問がないようですので、賛成方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございました。

それでは全員賛成ですので、当委員会として許可をいたします。

引き続き、05-4の件について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

資料の2ページをお開きください。

申請番号 05-4 (権利) 賃貸借権 (所在) 満願寺〇〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 1,391㎡。同じく〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 337㎡。以上、田2筆の1,728㎡です。(渡人) 南小国町大字満願寺〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(受人) 同じく〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。申請事由は譲渡人一時離農による農地荒廃を防止するため、となっております。

こちらの案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ、許可要件の全てを満たしていると思われ。

参考資料といたしまして5ページに関係位置図を添付してございます。

こちらの案件につきましても別添の3条関係の許可審議票の内容につきましても、田北より説明いたします。

○事務局

それでは当日配布資料の農地法第3条関係許可審議票について説明いたします。

申請番号 05-4 賃借権の設定。(渡人) 〇〇〇〇氏。(受人) 〇〇〇〇氏。審議項目です。農地法による要件：全部効率利用要件：判断基準は今回の申請農地を含め、所有する農地または借り受けている農地全てを農作業のために効率的に利用すること。

○4 番委員

先ほど説明にはありましたけど、農作業常時従事要件、作っているのは水稲が主ということでもありますけど、50 日でも大丈夫なんですか。大体案件とか見ると 200 日越しているケースがほとんどだと思うんですけども、〇〇〇〇にしても、水稲だけとは言うものの冬場もシイタケとかもあるでしょうし、実際にはこれよりもっと日数は、従事している日数っていうのは多いんじゃないんですかね。

○事務局

はい事務局から説明申し上げます。

日数の考え方についてなんですけど、昨年度までの面積要件、3 反要件が生きているうちは基本的な常時従事日数、これだけ日数があれば農作業に常時従事していますよ、とみなされるのは 150 日というところでひとつの判断基準としておりましたが、今年度になりまして法改正で面積要件がなくなったことで、あくまで自分が管理する取得する農地について、農作業を必要な分行うことができる日数について判断するという考え方に現在なっているようです。

そこでまずお米についてなんですけど、現在全国の平均的な作業時間数というものが公表されておりまして、機械等の進歩もありまして、現在は 1 反当たり 28 時間と少しというのが標準時間ということで、上げられているようです。

それからきますと〇〇 〇氏に関しましては、5 反の田んぼを所有しているということで、50 日あれば充分それを満たせるのかな、というところがある面、この 50 日という日数につきましては、〇〇 〇氏は当然、営農計画等を作られているわけではありませんので、ご本人から聞き取りを行いました。その際はおそらく藤堂委員の質問にあったとおり、シイタケとか冬場の作業のことでなく、お米についておそらく答えられたのかなと今考えております。私の質問が 5 反の田んぼをやっていくのに大体どれくらい日数をかけられていますかという形で質問しましたので、大体 50 日という返答だったんですけども、おそらくそこについてはシイタケ等が入っていないのかなというふうに今考えているところです。そういう意味では、全ての農作業の従事日数はこれよりも多いのかもしれませんが、具体的な日数は確認しておりませんが、冬場のことなどを足しますともっと多い可能性はあるかと思えます。ただ今回のこの 5 反の水稲に関する面積に対する常時従事日数としては、これぐらいでも問題はないのではないかという判断をしているところです。

以上です。

○会長

よろしいですか。

○4 番委員

はい、わかりました。

○会長

他に何か皆さんからご質問等がありましたら、お願いいたします。

ありませんか。

(ありません。の声あり)

はい。それでは質問ありませんので、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございました。

全員賛成ですので、当委員会として許可をいたします。

議案第8号 基盤強化法等の一部を改正する法律

附則第5条（農用地利用集積計画の公告）

引き続き議案第8号 基盤強化法等の一部を改正する法律附則第5条（農用地利用集積計画の公告）について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

資料6ページをお開きください。

【議案第8号 基盤強化法等の一部を改正する法律附則第5条 （農用地利用集積計画の公告）について詳細に説明】

権利種別：貸借権設定

申請番号 05-8 （所在）満願寺〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目）畑。（現況地目）田。（面積）2,510 m²。同じく〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。面積 2,051 m²。以上、田2筆の4,561 m²です。利用権は賃貸借権です。（渡人）南小国町大字満願寺〇〇〇〇番地。〇 〇〇氏。（受人）同じく大字赤馬場〇〇〇〇番地〇。〇 〇〇氏。（利用目的）は野菜。借賃は全筆で5万円です。期間は令和5年6月1日から令和8年5月31日まで。再設定となっております。

続きまして、申請番号 05-9 （所在）満願寺〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）1,405 m²。同じく〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）1,486 m²。同じく〇〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）3,179 m²。同じく〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に畑。（面積）395 m²。以上、田3筆6,070 m²。畑1筆395 m²。計4筆の6,465 m²です。（利用権）は賃貸借権です。（渡人）南小国町大字満願寺〇〇番地。〇〇〇〇氏。（受人）同じく〇〇〇番地4。〇〇〇〇氏。（利用目的）は牧草。（借賃）は全筆210kgです。期間は令和5年6月1日から令和15年5月31日まで。再設定となっております。

次のページをお開きください。

申請番号 05-10 （所在）中原〇〇〇〇〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）1,547 m²。同じく〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）527 m²。同じく〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）1,445 m²。以上、田3筆の3,519 m²です。（利用権）は賃貸借権。（渡人）南小国町大字中原〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇〇氏。（受人）同じく〇〇番地。〇〇〇〇氏。（利用目的）は野菜。（借賃）は全筆で20万円です。（期間）は令和5年6月1日から令和10年5月31日まで。再設定となっております。

続きまして、申請番号 05-11。（所在）中原〇〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）705 m²。同じく〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）1,002 m²。以上、田2筆の1,707 m²です。（利用権）は賃貸借権です。（渡人）南小国町大字中原〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇〇氏。（受人）同じく〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇氏。（利用目的）は水稻。（借賃）は全筆2万円です。期間は令和5年6月1日から令和10年5月31日まで。再設定となっております。

○会長

以上です。

ありがとうございました。

ただいまの農用地利用集積計画について、皆さんからご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

(5番委員手をあげる)

5番穴井委員からお願いいたします。

○5番委員

申請番号の 05-10 の○○○○○さん、それから○○○○○さんの賃貸借権の議案ですけども、貸付料ですか 20 万円となっておりますが、これはどういうことでしょうか。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

事務局から説明いたします。申請番号 05-10、○○○○○氏から○○○○○氏への賃貸借権で、借賃が全筆で 20 万円ということで、確かに今ご質問のとおり他に比べると、圧倒的に高い金額となっております。今回貸し付けされる面積が 3 反 5 畝ぐらいですので、これを計算しますと 1 反当たり 5 万円を超える金額となっております。先月総会で公表しました標準的な金額からすると、かなり大きい金額となっておりますので、私も直接○○氏に確認をしました。これ本当にこの金額なんですか、という確認をしましたところ、この面積全てハウスが設置されております。これは○○氏が設置しているハウスでありまして、そのハウスそのものとハウスの中にはキュウリを栽培するための設備も既に整っている状態で○○氏に貸しているということで、その設備の借賃も含めた金額がこの金額ですということで、この全筆 20 万円という金額で間違いありません、と○○氏から説明を受けております。

以上です。

○会長

よろしいでしょうか。

○5番委員

はい。わかりました。

○会長

他に何か皆さんからご質問等がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

(ありません。の声あり)

それでは賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございました。

全員賛成ですので、当委員会として決定したことを町に通知いたします。

以上で 6 月の総会をこれで終了いたします。

ありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和5年 6月 8日

南小国町農業委員会会長

署名委員 5番委員

署名委員 8番委員

会議録調整者 田北雅昭
本誌表紙共 枚